

議員提出議案第 1 号

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 1 月 2 0 日 提 出

守谷市議会
議長 寺田 文彦 様

提出者 議会運営委員会
委員長 高橋 典久

令和 年 月 日原案 決

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由（議員提出議案第 1 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき国家公務員の期末手当の支給月数が引き上げられたことを踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、議員の期末手当の支給月数を 0. 0 5 月分引き上げ、年間 3. 4 0 月分から 3. 4 5 月分とするものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
（議員の期末手当） 第8条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで （略） 3及び4 （略）	（議員の期末手当） 第8条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで （略） 3及び4 （略）

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
（議員の期末手当） 第8条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u> <u> </u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで （略） 3及び4 （略）	（議員の期末手当） 第8条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで （略） 3及び4 （略）